

秋田県告示第567号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の医療機関を救急病院に認定したので、同令第2条第1項の規定に基づき、告示する。

令和3年11月12日

秋田県知事 佐竹 敬久

名 称	所 在 地	認 定 の 有 効 期 間
由利組合総合病院	由利本荘市川口字家後38番地	令和3年11月12日から 令和6年11月11日まで